

別表（第3条関係）補助事業者、補助対象経費及び補助率等

事業区分	補助事業者 (事業実施主体)	事業内容	補助対象要件	補助対象経費	補助率	補助金上限額
次世代園芸用農地基盤整備基本計画作成事業	市町村又は民間企業	市町村又はコンサル、建設業等の民間企業が、次世代型ハウス等の整備が可能な園芸用農地を作り出すために必要な地積測量や現況基礎調査、基盤整備実施設計書作成等、「次世代園芸用農地基盤整備基本計画」を作成する事業	<p>下記の①又は②を満たした「次世代園芸用農地基盤整備基本計画」(「計画平面図(縮尺500分の1以上の精度で次世代型ハウス等の配置含む)」、「整備事業費積算資料(整地費、用排水施設費等)」、「土地調査(現況用地測量図、権利関係等)」等)を作成し、実績報告書提出時に添えること。</p> <p>① おおむね50a以上の次世代型ハウス等が建設可能な用地を生み出し、かつ地権者(注1)から15年以上の利用権設定、ハウス設置、基盤整備による形状変更等の同意を得ること。</p> <p>② おおむね2ha以上の露地栽培のための用地を生み出し、かつ地権者から5年以上の利用権設定、基盤整備による形状変更等の同意を得ること。</p>	地積測量、現況基礎調査、権利関係の調整に要する租税公課、先進地調査費、実施設計作成費、委託費、その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	用地面積1ha当たり150万円を上限とする。
ハウス等移設・撤去事業	市町村	市町村が、次世代型ハウス等の整備が可能な園芸用農地を作り出すために必要なハウス等の移設及び撤去に係る経費を支援する事業	<p>下記の内容を満たしていること。</p> <p>① 1ha以上の次世代園芸用農地の計画に係るハウス等の移設、撤去であること。</p> <p>② 地権者から中間管理機構等(注2)を介した15年以上の利用権設定、ハウス設置、基盤整備による形状変更等の同意が得られていること。</p> <p>③ 「農業クラスター・プラン」又は「次世代園芸用農地基盤整備基本計画」が作成されており、次世代園芸用農地の計画平面図(縮尺500分の1以上の精度で次世代型ハウス等の配置含む)があること。</p> <p>※ただし、他の事業区分と併用する場合は、①を満たしていること。さらに、他の事業区分を実施することで②並びに③の要件を満たした後に実施するものとする。</p>	ハウス等の移設及び撤去に係る経費	県：2分の1以内 ※ただし、市町村は補助金額以上を負担するものとする。	10a当たり450万円を上限とする。

